別表第五号の二一の欄中「印」を削り、同別表注２⑵エを次のように改める。

エ　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第五号の三一の欄中「印」を削り、同別表注２⑵を次のように改める。

⑵　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第六号の五及び別表第六号の七中「印」を削り、「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。」を「法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。」に改める。

別表第六号の八一の欄中「印」を削り、同別表注５⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第七号から別表第七号の三までの規定中「印」を削り、「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。」を「法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。」に改める。

別表第八号及び別表第八号の三中「

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 印

」を「

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

」に、「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる」を削る。

別表第八号の四一の欄中「印」を削り、同別表注２⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第八号の六中「印」を削り、同別表注１⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第九号中「㊞」を削り、同別表注２⑴を次のように改める。

⑴　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第十一号中「印」を削り、同別表注２⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第十二号一の欄中「印」を削り、同別表注３⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第三条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「㊞」を削り、同別表注２を次のように改める。

２　※２については、法人の場合は、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

別表第五号中「印又は署名」を削る。

別表第九号中「㊞」を削り、同別表注３を次のように改める。

３　※３については、法人の場合は、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

（電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部改正）

第四条　電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号様式中「氏名（注２、注３）　㊞」を「氏名（注２）」に、「注４」を「注３」に、「注５」を「注４」に改め、同様式注中２を削り、３を２とし、４を３とし、５を４とする。

別表第二号様式中「氏名（注２、注３）　㊞」を「氏名（注２）」に改め、同様式注中２を削り、３を２とする。

別表第三号様式中「氏名（注２、注３）　㊞」を「氏名（注２）」に、「注４」を「注３」に改め、同様式注中２を削り、３を２とし、４を３とする。